**暮らし**

**悪質な勧誘や詐欺に注意してください**

年末年始の行政機関が休みになる時期を狙い、悪質な勧誘が予想されます。

　万が一、怪しい勧誘や詐欺の電話などがあった場合には、最寄りの警察署に連絡してください。

連絡先　古川警察署 　22-2311

　　　　鳴子警察署　 82-2249

問い合わせ 　消費生活センター　21-7321

**食品ロスを減らしましょう**

　日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が年間612万トン出されています。

　年末年始の期間も家庭での食品ロスの削減にご協力をお願いします。

家庭で食品ロスを減らすコツ　①買い物時は必要な分だけ買う　②料理の際は食べきれる量を作る　③食事の際はおいしく食べきる

問い合わせ 　世界農業遺産推進課企画調整担当　23-2281

**中小企業・小規模事業者の経営支援を行っています**

信用保証協会は、中小企業・小規模事業者およびこれから事業を始める人が金融機関から事業に必要なお金を借りるとき、保証人となって、サポートする公的機関です。

　企業経営におけるさまざまな課題の解決に向け、多様な保証制度や創業・経営支援などの取り組みを行っています。詳しくはウェブサイト（https://www.miyagi-shinpo.or.jp/）を確認してください。

問い合わせ 　宮城県信用保証協会大崎支店　22-0722

**条例制定に関する市民懇談会を行います**

再生可能エネルギー発電設備の増加に伴い、災害誘発の不安や景観阻害などの課題が増えています。

　市では、課題の解決に向け、環境の保全と設備設置の調和を図る条例の制定を検討しています。

　条例（素案）の概要を説明しますので、皆さまのご意見をお願いします。

日時　12月20日日曜日 ①10時～11時30分　②13時～14時30分　③15時30分～17時

場所　①鹿島台総合支所2階会議室　②大崎市役所本庁舎北会議室1階　③岩出山総合支所3 階大会議室

定員　各会場20人程度

申込　12月14日月曜日まで電話または、氏名・住所・電話番号を記入したファクスかメール（ k a n k y o @ c i t y . o s a k i .m i y a g i . j p ）で申し込み

問い合わせ 　環境保全課環境保全担当　電話23-6074　 FAX23-2427

**国民健康保険税の特別徴収額を均等に調整できます**

　仮徴収と本徴収で税額に大きな偏りがある場合、特別徴収額を年間を通してできるだけ均等に調整することができます。

　詳しくはお問い合わせください。

期間　令和3 年1 月から3 月末まで

持ち物　令和2年中の所得が確認できるもの、保険証、印鑑

その他　申請書は、税務課国民健康保険税担当で配布

問い合わせ 　税務課国民健康保険税担当　23-5147

**勤労者生活安定資金融資**

　市では市内に居住、または勤務する勤労者に生活資金などを融資する制度を設けています。平成30年度から保証料を労働金庫で負担し、より利用しやすい制度としました。

対象　①市内に勤務先または住所を有する人　②東北労働金庫の会員および会員となる資格を有する人で審査基準を満たす人

申込先　東北労働金庫古川支店

問い合わせ 　東北労働金庫古川支店 　24-1400

**12月3日から9日は「障害者週間」です**

　障害者週間は、障害者基本法に定められた、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。

　市では、関連イベントとして、障がい者の芸術文化活動を推進するため「バリアフリー映画」の上映や視覚・聴覚に障がいのある人やその家族、支援者などとの情報交流を促進するための「視覚障がい者情報交流会」、「みみサポサロン」を開催します。

問い合わせ 　社会福祉課障がい福祉担当　23-2167

**冬期間の水道管・水道メーターなどの管理をお願いします**

　冬になると、水道管の凍結や破損が起こりやすくなります。早めに水道管の保温や水抜き装置の点検などを実施し、被害が起こらないように対策を行いましょう。

　水道管の修理や工事が必要な場合は、市の指定給水装置工事事業者に依頼してください。指定業者は市ウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/17,657,64,html）で確認

することができます。

　冬の間、積雪により水道メーターの検針ができないところが増えてきます。正確な使用水量の確認、漏水の早期発見のため、検針ができるようメーターボックス周辺の除雪に協力をお願いします。

　なお、検針期間は特別な事情がない限り、毎月6 日から13日までです。

注意事項　①気温がマイナス4 度以下になると、水道管や蛇口の凍結・破損が起きやすくなるため、水抜き栓を利用し、完全に水道管から水を抜く　②水道管がむき出しになっているところ、日陰や風当たりの強い場所などは、保温材を使用し、防寒対策をする　③水道管や蛇口が凍結した場合、修理費用

は自己負担となる

問い合わせ 　大崎水道サービス株式会社お客様センター　0120-366-171

**ツキノワグマの出没に注意してください**

　クマは冬眠に備え、活発に行動し、餌を求めて人里に下りてくることがあります。入山時や山間地に近い農地での作業中は鈴やラジオを携帯してください。また、栗や柿の実の早めの収穫や、廃棄野菜などの管理を適切に行うなど、「クマに遭わない、クマを寄せつけない対策」を十分にとり、被害を未然に防止してください。

　山以外でも、田畑や河川、住宅周辺での目撃情報が多数寄せられています。次のことに注意してください。　①クマの目撃情報に注意する　②クマに自分の存在を知らせる　③活動時間や気象状況に気を付ける　④ごみは放置せず持ち帰る　⑤クマの痕跡に気を付ける

問い合わせ 　農林振興課畜産・林政担当　23-7090

　 　　　　　各総合支所地域振興課

**大規模小売店舗立地法に基づく縦覧を行います**

　各店舗の変更届提出に伴い縦覧を行います。

■**ヨークタウン古川中里、カワチ薬品古川店**

期間　令和3年2 月16日火曜日まで

場所　産業商工課

届出内容　小売業を行う者の氏名（名称）・住所・代表者の氏名

問い合わせ　 産業商工課商工振興担当 23-7091

**家庭でのマスクなどの捨て方に注意しましょう**

　新型コロナウイルス感染症やインフルエンザウイルス対策として、鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

　家庭だけでなく、ごみを扱う廃棄物処理業者に対しても有効な対策となります。

問い合わせ 　環境保全課生活環境担当 　23-6074

**宝くじ助成で備品を整備しました**

　自治総合センターの令和2年度コミュニティ助成事業を受けた地域の団体が地域活動に必要な備品の整備を行いました。

　この事業は、宝くじの受託事業を収入源として助成を行い、地域の健全な発展を図るとともに、自治宝くじの普及広報を目的に実施されています。

■上平渡行政区会

備品　エアコン・物置・テーブル・椅子

問い合わせ 　まちづくり推進課地域自治・NPO担当 　23-5069

**同一労働・同一賃金などへの対応はお済ですか**

　令和3 年4 月1日から、パートタイム・有期雇用労働法が全面適用されます。

　正社員とパートタイム・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。事業主は、パートタイム・有期雇用労働者から求めがあった場合、「正社員との待遇差の内容や理由」などを説明しなければなりません。職場のトラブルについて、紛争解決援助が利用できます。詳しくはウェブサイト（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html）を確認してください。

問い合わせ 　宮城労働局雇用環境・均等室　022-299-8844